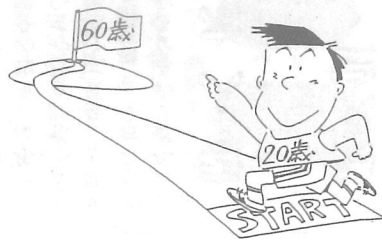


来月から 国民年金保険料が変わります



4月から、国民年金の保険料が月額1
2、300円（付加保険料を納めている
方は12、700円）に引き上げられま
す。

国民年金制度は、老後の備えを助ける
と共に、病気やケガなど、万が一の時に
も安定した生活が送れるようにすること
を目的とした社会保障制度の一つです。
年金の財源は、加入者のみなさんが納
める保険料と国の負担金でまかなわれ
ており、働く若い世代が今のお年寄りの年
金を支えていく助け合いの仕組みになっ
ています。

現在の保険料は、年金額からみてかな
り低めの額になっていますが、これは保
険料と年金額のバランスや生活水準など
を考慮して、急激な負担にならないよう、
段階的に引き上げられているためです。
納める側としては、毎年保険料が上が
り、また納付期間も長い大変かと思
いますが、制度の趣旨を十分ご理解いた
だき、自分自身のためでもありますので、
もれなく納付くださるようお願いいたし
ます。

保険料は便利な 口座振替で

個人的に国民年金の保険料を
納めている方は、町で発行する
納付書で、毎月金融機関（郵便
局は除く）へ出向き納めるよう
になっています。

気をつけているようでも、う
っかり納め忘れてしまったりし
てこれがたび重なるとう保険料も
多額になって滞納に結びついて
しまうこともあります。そして、
いざ年金が必要となったとき
に受給できないということにも
なりかねません。

そんなことにならないように
口座振替にはいかかがでしょ
うか。毎月納めに行く手数がは
ぶけて納め忘れもなく安心です。
手続きは、町から送付された
納付書、預金通帳、通帳印をお
持ちのうえ、役場年金係が預金
口座のある金融機関へお申し込
みください。



保険料を納めるのが 困難な方は 保険料の免除手続きを

来月から保険料が引き上げられますが、
次のような理由で保険料の納付が困難な
方もいることと思います。

- ① 所得の少ない方や病気やケガなどで経
済的に納付が困難な方。
- ② 保険料の納付が困難な特別な理由のあ
る方。
- ③ 学生であり親元に扶養されている方で
親元の収入が一定基準以下の方。

このような方は、保険料の免除制度が
ありますので、印鑑を持参のうえ5月末
日までに役場年金係で手続きをしてくだ
さい。

なお、免除を受けた期間の年金額は、
納めた場合の3分の1になってしまいま
すので、生活に余裕ができたなら追納をお
奨めします。（10年前までさかのぼって
納付できます）

保険料の前納

平成8年4月から、1年分の
前納のほかに半年ごとの前納も
できるようになりました。（1
年分と4月から9月までの半年
分は4月30日まで・10月から3
月までの半年分は10月31日まで）
毎月納めに行く手間もなくなり、
更に割引もされます。（下表参
照）

※国民年金に関して不明な点は、
年金係（☎内線247）へお問
い合せください。

保険料納付額

（平成8年4月～）

区 分	定額保険料	割引額	付加込み保険料	割引額
1 か 月	12,300円	—	12,700円	—
6 か月前納	72,980円	820円	75,350円	850円
1 年前納	144,040円	3,560円	148,720円	3,680円

※付加保険料は、より高い年金を受けたい方が1か月400円の保険料を希望
して納めているものです。